

日本商工会議所青年部 第40回全国大会しあわせ福井さばえ大会

開催における感染症拡大防止ガイドライン

〇はじめに

イベント開催の制限等について、国や県が示す方針に沿って協議する。実施する上での感染防止策については、国や県が示す方針を基本とし地域毎の感染状況や事業内容を踏まえたうえで、開催地域の自治体（主に市町村）や保健所に確認を取ったうえで以下のような対策を講じる。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、飲酒を伴う会食は実施しない。

大会全体共通の感染拡大防止策等について

(1) 来場者に対して

- ・対象者全員への抗原検査キット事前配布を実施。

来場の当日または前日に各自が検査。

「陰性」⇒その旨を、来場時に持参する同意書に記入。

「陽性」⇒来場を認めない。

【確認】登録証と抗原検査キットの陰性結果を、スマートフォン等で写真に収録。来場時に提示してもらい、来場を許可する。

- ・大会登録システムによる名簿管理。
- ・入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の来場者については、離れた場所に移動し、5～10分程後に、より精密な電子体温計などで再検温を実施。
- ・再検温の結果、発熱が確認された場合、検温の列や他の来場者から距離を取って隔離。

<発熱が確認された来場者への対応>

①検温担当者が所属単会、氏名、住所、連絡先を確認し、「発熱者リスト」に記録する。 ※各項目の整合性は、後日、危機管理部会長が確認することとする。	
②同時に「同意書」の有無を確認し持っていれば受け取り、持っていなければ記入してもらう。	
③現場責任者（部会長、もしくは担当責任者）に連絡し、検温現場に来てもらう。	
④現場責任者は、本人が1人で単独で来場しているか、団体に来場しているか、確認する。	
↓	↓
単独での来場者の場合	団体（単会）での来場者の場合
①本人に移動手段を確認する。	①単会で旅程を担当していた会員、もしくは自車で同行していた会員に本人から連絡を取って貰い来てもらう。
②本人に体調面で、自力で移動できる状態かを確認する。 著しく体調が悪く運転・歩行等が困難な状態であれば、救急車を呼び搬送の手配をする。	※①の連絡先が分からない場合は、単独での来場者の対応へ。

<p>③感染の疑いがある旨を告げ、県が設置している「受診・相談センター」に連絡し、検査可能な医療機関に向かってもらい、検査を受けてもらうよう指示する。</p> <p>その際、検査結果が分かるまで本大会への参加は自粛してもらい、旨を告げる。</p> <p>④自力（自転車等）で行ける場合は向かってもらい。移動手段がない場合は、タクシーで移動してもらうよう手配・案内をする。</p>	<p>②自転車で同行していた会員に集まってもらう。電車、バス等での同行者は、各旅客業者が講ずる対策の元、感染の恐れが無いと判断し除外する。</p> <p>③同行者全員に感染の疑いがある旨を告げ、県が設置している「受診・相談センター」に連絡し、検査可能な医療機関に向かってもらい、全員に検査を受けてもらうよう指示する。</p> <p>その際、検査結果が分かるまで本大会への参加は自粛してもらい、旨を告げる。</p> <p>④移動手段がない場合は、タクシーで移動してもらうよう手配・案内をする。</p>
<p>万一、発熱者本人、もしくは同行者が、参加自粛の告知に従わない場合は、新型コロナウイルス感染防止対策に関する同意書をもって、従ってもらうよう指示して下さい。</p> <p>また、同意書を持っておらず現場での記入も従わない場合は、参加不可の旨を伝えて下さい。</p>	

- ・登録システム等を用いて、来場者の氏名、住所、連絡先を把握。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・来場者に出発前に自宅での検温を依頼し、37.5℃以上発熱がある場合は、来場を自粛してもらう。
- ・来場者全員に接触確認アプリ「COCOA」を導入してもらい、開催までの期間、接触確認が出来るよう周知。尚、「COCOA」を導入されない場合、現地への来場は控えて頂き、WEB参加をするよう周知。
- ・「COCOA」導入後、感染拡大地域への往来等により感染者との接触があった場合、自費にて保健所等での検査をするよう周知。感染が確認された場合、WEB登録への切り替えやキャンセル等をお願いし、当日の来場を控えてもらう。

(2) 周知・広報

- ・事前の検査キットでの抗原検査実施の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・登録参加者には事前に本大会開催中、遵守してもらいガイドラインを周知徹底して下さい。またその際、ガイドラインの内容を理解した上で遵守する旨の同意書への署名・捺印をしてもら

うよう徹底して下さい。

(3) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場を認めない。
 - ① 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 開催前2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴がある場合等
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、地域や座席ゾーンごとの時間差での入場を実施。登録人数により、会場時間の前倒しを予定。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布はしない。

(4) 会場内での感染防止策

- ・いわゆる3密を回避するため、十分なソーシャルディスタンスの確保、換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置を実施する。
- ・施設の出入口と共用部分の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・座席は原則として指定席、着座方式にする。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）を実施。
- ・座席のひじ掛けの使用について、左右いずれかに統一。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、ハイタッチをする等）は行わない。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑を緩和する。
- ・トイレでは個人のハンカチ等を使うように掲示する。
- ・クロークについては必要最小限の運用とし、原則、個人の手荷物用のクロークは設けない。
- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒を日程終了後等のタイミングで行う。

<参考>公益社団法人全国公立文化施設協会

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」

(5) 主催者、主管地スタッフ側の感染防止策

- ・対象者全員への抗原検査キット事前配布を実施。検査結果が陰性の者のみ参加を許可する。
- ・各自検温を行うこととし、平常時以上の発熱がある場合には自宅待機。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合については保健所に相談とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとる。また、前後の手指消毒を徹底する。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間を防止する。
- ・主催者、主管地に感染が疑われる者が発生した場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(6) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、座席ゾーンごとの時間差での退場を実施。

(8) 終了後の対策

- ・万が一、事業終了後、参加者に感染の事実が生じた場合は、日本YEG、感染症に罹患した参加者（以下、「参加者」という）、参加者が所属する単会会長、開催地YEG、その他の関係者は、個人のプライバシーに最大限の配慮をしつつ、速やかに正確な情報の収集及び発信を行い適宜対応する

1) 参加者自身の対応

- ・ご自身が感染又は感染を疑わせるような症状がある場合、すぐに事前に連絡のあった感染症対策チームに連絡をするとともに、最寄りの保健所に相談し、保健所が指定する医療機関において検査受診する。
- ・検査結果において陽性が確定した場合は、すぐに所属単会会長へその旨を報告する。

2) 所属単会会長の対応

- ・1) で参加者より報告を受けた所属単会会長は、直ちにその旨を感染症対策チームに報告する。
- ・次に記す対策チームにおいて、必要に応じて参加者の情報（入院先医療機関や療養状況等）を随時収集し感染症対策チームに報告をする。

3) 日本YEGの対応

- ・2) で所属単会会長より報告を受けた感染症対策チームは直ちに専務理事に報告をする。
- ・報告を受けた専務理事は会長と協議のうえ、会長が必要と認める人員を指名し、速やかに会長をリーダーとする日本 YEG 感染症対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を編成し、日本YEG内に設置する。

<対策チームの構成メンバー>

- ①会長
- ②専務理事
- ③副会長及び事業担当理事
- ④事業担当委員長
- ⑤開催地単会会長
- ⑥参加者が所属する単会会長
- ⑦その他会長が指名する人員（ブロック代表理事、県連代表理事、県連会長等）
 - ・対策チームは、参加者所属単会会長と連携を図り正確な参加者情報の把握を行う。
 - ・対策チームは、開催地YEGと連携を図り正確な情報の収集を行う。

<収集する情報>

- ①参加者の確認（提出された同意書及び当日の検温結果の把握）
- ②参加者の事業参加状況の把握（事業の席次等）

③濃厚接触した可能性のあるメンバーの有無の確認及び推定

④その他対策チームが必要とする情報

- ・上記情報の取り纏めを行ない、濃厚接触した可能性の高い他のメンバーに対し、個別に情報発信を行い、速やかな指定医療機関への受診および公的相談センターへの報告を勧める。(その後の検査結果等の情報の収集も個別に行う。)
- ・対策チームは必要に応じて、日本商工会議所及び開催地親会等に情報の発信を行う。

(9) 県をまたいで福井へ来訪する参加者への通知

- ・鉄道、航空機、船舶等の公共交通機関を使用して移動をする参加者には、各機関が講ずる対策を確認して頂く、また、公共交通機関を使用する際の感染拡大予防対策は主催者、主管地側では準備しない旨を事前に周知する。
- ・バス会社等の民間企業の交通手段を使用して移動をする参加者には、各企業が講ずる対策を確認して頂くよう事前に周知。もし、使用を検討している企業が感染拡大予防対策を講じていない場合には、その企業の使用を中止して頂くか、各単会にて対策を講じて頂くよう事前に周知する。また、民間企業の交通手段を使用する際の感染拡大予防対策は主催者、主管地側では準備しない旨を周知する。

(10) 県内での参加者の移動における対策

- ・移動が伴う事業においては、開始から開催中、終了後から次会場への移動の間、参加者の点呼を徹底し参加者の行方が不明にならないようにする。
- ・一定の会場で開催する事業においては、会場から会場等への移動がある場合、参加者の点呼を徹底し参加者の行方が不明にならないようにする。
- ・県内にて個人単独で移動する参加者に、公共交通機関を使用して移動する際は各公共交通機関の対策に従って行動するよう事前に周知。

大会プログラム別の感染拡大防止策等について

(1) 第40回全国大会特別事業・開会セレモニー・会員総会・記念講演・記念式典

- ・前後左右は人物と人物の間が2mの間隔を空けた席配置(サンドーム福井の最高収容人数は1万人)
- ・壇上者においては、机に2名の配置を基本とし、フェイスシールドを着用のうえ、サイドにアクリル板を設置する。

<参考>公益社団法人全国公民館連合会

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

(2) 物産展

- ・出店者名簿を作成し、事業所名および責任者氏名、住所、連絡先を把握する。また、出展者に対して、こうした情報が出展者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・各自検温を行うこととし、平常時以上の発熱がある場合には自宅待機。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合には保健所に相談とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の出展者については、離れた場所に移動し、5～10分程後に、より精密な電子体温計などで再検温を実施。
- ・再検温の結果、発熱が確認された場合、検温の列や他の来場者から距離を取って隔離。主管地スタッフの担当部会長と協議し、出店の見合わせもしくは販売体制の調整を協議する。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンライン販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて整列させる。
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品の取り扱いは無し。

<参考>公益社団法人全国公立文化施設協会

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」
 オール日本スーパーマーケット協会、他
 「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」

(3) 分科会

- ・全事業を完全にオンライン形式として開催する。

(4) 懇親会や飲食、二次会について

- ・懇親会は開催しない。
- ・飲酒や福井県のコロナ対策ガイドラインに反する会食ができる場の設えをしない。
- ・主催者側で二次会等の設えはしない。また参加者に飲酒を含む会食の自粛を呼びかける。